

第8章 財政・金融政策の運営

第1節 財政運営

(1) 財政の資源配分機能の活用

- ① 大幅な対外不均衡を抱え、かつ、国民生活の豊かさを追求すべき我が国にとって、構造調整を推進し、内需主導型経済構造への転換・定着を図ることが急務となっている。その実現に当たっては、規制緩和、労働時間短縮等大胆に制度や仕組みの変革を進め民間活力を發揮させるとともに、財政面においても、内需の持続的拡大に配慮する観点から、構造調整につながる公的財・サービスを重点的に供給する。
- ② さらに、高齢化社会の到来を控え、21世紀に至る期間は国民が真に必要とする資産を着実に蓄積していくべき貴重な期間であり、また、今後我が国の国際的貢献が増大することを考えると、民間活力の活用とともに財政の役割が期待される。
- ③ このため、財政による資源配分機能を十分に活用することが重要である。

(2) 財政改革の推進

- ① 今後の経済社会情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、財政の対応力を回復することは緊要な課題である。
- ② 50年代後半以降の歳出・歳入両面にわたる見直し、合理化の財政改革の努力等の結果、公債依存度及び特例公債依存度は低下してきている。
- ③ しかし、公債残高は累増しており、その対GNP比や利払費の対一般会計歳出比は依然として高い水準にある。さらに、最近の税収の好調は近年の株式・土地取引の活発化に支えられた面もある他、歳出面では財政支出の繰延措置等がとられていることもあって、財政は必ずしも表面的な姿ほど改善されていない面もみられる。このため、引き続き財政改革を推進することとし、特に、経常的経費は経常的収入によって賄うとの原則の確立に向け努力する。

- (3) 財政再建と内需拡大の両立このような観点から、今後の財政運営に当たっては、財政再建と内需拡大の両立を目指す。以下の諸点を計画期間中における基本方針

とするとともに、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的な運営に努める。

歳出面においては、

- ① 投資的経費については、従来の慣行にとられることなく資金の重点配分及び効率的実施を図りつつ、NTT株式の売却収入の活用等によりバランスのとれた社会資本の着実な整備の促進を図る。
- ② 社会保障費については、高齢化に伴い中長期的には増大するものと見込まれることから、引き続き給付と負担の在り方を含め制度の見直し・合理化を進める。
- ③ その他の経常的経費については、国際貢献の拡大等に伴う財政需要に適切に応えつつ、制度の見直し・合理化により総額を引き続き極力抑制する。

財源調達面においては、

- ① 昭和65年度までに特例公債依存体質からの脱却に努める。
- ② 公債依存度については、計画期間を通じてその引下げに努める。
- ③ 高齢化社会への移行、国際的責任の増大等により、国民負担率は、現行制度の下においては、21世紀初頭には4割を上回るものと考えられるが、計画期間中、その上昇は極力抑制する。

(4) 地方財政の運営

- ① 地方財政については借入金残高が累増していることから、その健全化を推進する。
- ② 社会資本の整備を推進するとともに、国と同一基調により経費の節減・合理化を図る。
- ③ 地方公共団体間の財政力格差を改善するため、財政調整の強化を推進する。

第2節 税制改革

(1) 現行税制の下、近年、税収に占める所得課税、とりわけ給与所得に対する税負担のシェアが高まり、他方、消費のサービス化・多様化の進展等の下で個別消費税制度をとる間接税のシェアが低下してきている等の歪みがみられる。こうした歪みの中で納税者の重税感、不公平感が高まってきている。今後、高齢化が進展する中でこうした傾向は一層強まるものと見込まれる。

(2) こうした点を踏まえ、税制改革に当たっては、高齢化の進展や経済社会の一層

の国際化に対応しつつ、経済の活力を維持していくために、課税の公平、中立、簡素の基本原則の下に現行税制を抜本的に見直すことが急務である。その際、次の点に配慮する。

- ① 勤労所得等への負担の偏りを避け、税体系全体としての実質的な公平を確保する観点から、所得課税を軽減し、消費にも応分の負担を求め、資産に対する負担を適正化する等、所得、消費、資産等の間で均衡がとれた税体系を構築する。
- ② 税制の各般の検討に当たり、経済社会の一層の国際化への対応に配慮する。
- ③ 全体としての租税負担率の上昇を目指すことなく税制改革を行う。

第3節 金融政策

金融政策は、通貨価値の安定を基本としつつ、内需中心の経済成長や対外不均衡の改善にも配慮し、適切かつ機動的に運営する。また、近年急拡大しているオープン市場における金融調節の有効性を高めるよう引き続き努める。

第4部 経済の姿と経済計画

第9章 構造調整過程の経済の姿

1980年代後半の我が国経済は、急速に構造調整過程をたどりつつある。しかし、これまでの構造調整の進展には、急速に進んだ円高の効果による部分が大きいとみられる。構造調整の努力は、今後も中長期的に粘り強く続けなければならないが、今後、円レートが安定的に推移することを前提とすると、今後とも構造調整を進めるためには一層の制度改革と発想の転換を必要とする。

このため、規制緩和の推進、労働時間の短縮、海外直接投資の推進等、構造調整のための各般の努力を強力に進めることにより、計画期間中における我が国経済は、構造調整過程に特徴的な以下のような姿を示すものと見込まれる。なお、以下に示される諸数値は、内外諸情勢に流動的要素が多いことから、ある程度の幅を持って考えられるべきものである。また、内外諸情勢の動向に応じ、一層望ましい経済の姿を追求する努力が常に続けられるべきことは当然である。

第1節 経済活動の成果に見合った豊かさの享受

- (1) 我が国経済は、第2次石油危機後の昭和50年代後半、輸出に主導された成長を示した。昭和50年代後半(昭和56～60年度)の平均成長率は4.0%であったが、これを内外需別の寄与度で見ると、内需は約3%であり、外需は約1%とプラスであった。しかし、昭和61年度以降、円レートが大幅に上昇する中で、成長パターンは大きく変化し、内需の寄与度は高まり、外需の寄与度はマイナスに転じた。
- (2) 計画期間においては、対外不均衡を是正すると同時に、国民生活の質を画期的に向上させるため、構造調整を円滑に進め、内需主導による適度な成長路線を定着させる。このため、内需は昭和50年代後半の平均に比べ伸びを高める一方、外需は輸入の増大を主因として減少を続ける。内需が成長率を上回って増加し、国際収支が均衡に向かうことは、国民の立場からすると、生産(GNP)の伸び以上に豊かさが増大し、経済活動の成果に見合った豊かさを享受し得る過程といえる。

(3) もとより、こうした状況は、長期にわたって継続し得るわけではなく、構造調整期において、対外不均衡を国際的に調和のとれたものに縮小していく過程において可能となる過渡的な現象である。したがって、本格的な高齢化社会の到来する21世紀に向けて、高い貯蓄率・投資余力の活用を図る観点から、民間活力の活用を含む工夫をこらしつつ、住宅・社会資本をはじめとした実物資産のほか、研究開発ストック、居住環境、自然環境等をも含めた国民的資産の形で次代に引き継ぐことが重要である。

(4) 計画期間においては、内需は全体として従来以上の伸びを示す中で、投資の伸びが消費の伸びを上回るものと見込まれる。計画期間中の膨大な総投資額を安定的な経済社会の基盤として重点的に活用し、良質な国民的資産の形成に振り向けていくことが求められる。

(5) 我が国は、各般の構造調整施策を積極的に講ずることにより、内需の伸びを昭和50年代後半の平均に比べ相当高めるべきである。このため、主要国の政策協調が進められ、世界経済が安定的に推移することを前提として、内需の実質成長寄与度は計画期間平均で $4\frac{1}{4}\%$ 程度と考えられる。

他方、外需については、世界経済の動向や諸外国の政策運営によって影響を受ける面もあるものの、構造調整効果の浸透等に伴い、輸出等の伸びは緩やかなものにとどまる一方、輸入等はかなりの伸びを続けると見込まれる。このため、外需の実質成長寄与度は、計画期間中、マイナスを続けるものと見込まれる。

(6) 計画期間においては、内需の高目の成長が必要であると同時に、対外不均衡を是正することが重要な政策課題である。計画期間中の実質経済成長率は、内外諸情勢の動向如何によってかなり変動するが、年平均 $3\frac{3}{4}\%$ 程度と見込まれる。名目成長率については、物価の安定を背景として、年平均 $4\frac{3}{4}\%$ 程度と見込まれる。

第2節 国際的に調和のとれた対外均衡の達成

構造調整を推進し、内需主導型成長への転換・定着が進むのに伴い、経常収支の黒字は減少するものと見込まれる。経常収支黒字の対GNP比は、昭和61年度の4.5%をピークに、その後着実に減少し、昭和62年10~12月期には3.1%に低下

した。今後とも、米国が財政赤字の削減に努めるなど国際的な政策協調の強化とあいまって、経常収支黒字の対GNP比について、最近の低下傾向を持続することにより、計画期間中に国際的に調和のとれた水準にまで縮小する。

第3節 不適合の解消による雇用の安定

- (1) 構造調整過程においては、労働時間の短縮が進み、就業者一人一人の生活にはゆとりが生み出されるが、他方、産業構造の転換等に伴い、産業、職業、地域、年齢間の労働力需給の不適合が増大する。
- (2) このため、内需主導型成長の実現に努めるとともに、需給の実態に応じたきめ細かな総合的雇用対策を講ずることによって、昭和67年度の完全失業率について、 $2\frac{1}{2}\%$ 程度を目安として、できる限り低くするよう努める。世帯主については、その完全失業率を特に低い水準にとどめる。

第4節 物価構造の是正

- (1) 構造調整過程における物価については、その上昇率のみならず、国際的にみた我が国の価格水準に注目する必要がある。規制緩和や生産性向上のための格段の努力、輸入政策の活用等により、内外価格差を縮小し国民の納得の得られる価格水準の実現を目指した物価構造の是正を図る。
- (2) 計画期間においては、原油・一次産品の価格や労働コストはおおむね安定的に推移するものと想定される。こうした中で、財政金融両面にわたる適切かつ機動的な総需要管理政策を実施しつつ、物価構造の是正を強力に進め、物価の安定に努めることによって、消費者物価については、計画期間中の年平均上昇率を $1\frac{1}{2}\%$ 程度にとどめることを目安とする。卸売物価については、計画期間中、おおむね横ばいで推移するものと見込まれる。

計画期間における主要経済指標

	計画期間平均
実質経済成長率 うち、内需寄与度	$3\frac{3}{4}\%$ 程度 $4\frac{1}{4}\%$ 程度
名目経済成長率	$4\frac{3}{4}\%$ 程度
消費者物価上昇率 卸売物価上昇率	$1\frac{1}{2}\%$ 程度 0%程度
完全失業率	$2\frac{1}{2}\%$ 程度 (最終年度)

(注) 内外諸情勢には流動的要素が多いこと等から、上記の諸数値は、ある程度の幅を持って考えられるべきである。

第10章 経済計画の基本的役割とその実施

第1節 経済計画の性格と役割

- (1) 市場経済を基調とする我が国において、経済計画は、経済社会の全分野を詳細に規定したり、厳格にその実施を強制するものではない。その基本的役割は、①望ましく、かつ実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、②中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、③家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。
- (2) 我が国経済は世界に大きな比重を占め、多くの課題を抱えつつ、21世紀を間近に控え転換期にさしかかっており、従来以上に中長期的な指針を必要としている。

(3) 経済計画の策定は、政府においてこのような指針を検討する上で、最も重要な機会である。しかし、経済計画の役割が十分発揮されるためには、時代の要請に合致したものとすよう一層の努力が求められている。このため、今日の経済計画は、次のような要請に応えるものでなければならない。

- ① 目先の問題の解決にとらわれず、中長期的な視点に立って、我が国が目指すべき発展の道を示すこと。
- ② 個別の利害関係にとらわれず、広い視野から、制度・仕組みをも大胆に変革していくこと。
- ③ 種々の制約を把握しつつ、全体的整合性の視点から実現可能な政策体系と政策の重点を示すこと。
- ④ 刻々に変化していく内外環境条件に柔軟に対応し得ること。
- ⑤ 「世界とともに生きる日本」という視点から、国際社会において理解の得られること。

第2節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応

- (1) 新計画の実施に当たっては、内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、計画に掲げる政策の実効性ある推進を図る必要がある。このため、毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況を点検し、その後の政策運営の在り方につき、政府に報告するものとする。
- (2) 我が国を取り巻く諸情勢に急激な変化が生じた場合、または、その発生が予想される場合には、経済審議会は、随時、この計画に示した展望を見直すとともに、我が国がとるべき方策について提言する。

「世界とともに生きる日本」

に関する経済審議会の答申

昭和62年11月20日

経 済 審 議 会 会 長

平 岩 外 四 殿

内閣総理大臣 竹 下 登

経済企画庁組織令第41条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問第12号

「内外諸情勢の変化に対応して、豊かさをいかした国民生活の充実と国土全体の均衡ある発展を実現するとともに、我が国の活力をいかして世界に貢献していくための長期経済計画いかん。」

説 明 資 料

政府は、昭和58年8月「1980年代経済社会の展望と指針」を策定し、国際経済社会の発展への貢献を図りつつ、活力ある経済社会と充実した国民生活を実現することを目指して努力してきたところである。

この間、我が国を取り巻く内外諸情勢は大きく変化した。近年、大幅な対外不均衡が続く中で円高が急速に進展しており、我が国経済は思い切った構造調整の推進と内需主導型成長路線への転換・定着を迫られている。国内においては経済成長によって実現した豊かさを国民生活の質の画期的向上にいかすとともに、先に第四次全国総合開発計画で示された多極分散型の国土づくりを進め、国土全体の均衡ある発展を図る必要がある。また、国際的には国際協調の下で経済摩擦を解消し、世界への積極的な貢献を行うことが強く求められている。

以上のような課題を解決するため、経済運営の在り方及びその下での経済の望ましい姿を示すとともに、家計や企業の経済活動の指針としていくことが必要である。

今回の諮問は、こうした状況の下で、豊かさをいかした国民生活の充実と国土全体の均衡ある発展を実現するとともに、我が国の活力をいかして世界に貢献していくための経済運営の指針として、昭和63年度を初年度とし、昭和67年度を最終年度とする新しい長期経済計画の策定を求めるものである。

昭和63年5月23日

内閣総理大臣 竹 下 登 殿

経 済 審 議 会 会 長

平 岩 外 四

諮問第12号に対する答申について

昭和62年11月20日諮問第12号をもって当審議会あて諮問のあった件については、別冊「世界とともに生きる日本」のとおり答申する。

この答申の作成に当たっては、経済審議会並びに同審議会に設けられた各種部会、委員会及び小委員会において、委員27名及び臨時委員96名が関係行政機関の協力の下に、集中的かつ慎重に調査審議を行った。

政府は、この答申に基づき、速やかに「世界とともに生きる日本」を決定し、内外の諸情勢の変化に対応して機動的、弾力的な政策運営に努めるとともに、中長期的視点に立って、実効性ある計画の推進を図るよう努められたい。